

千曲市上山田農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部改正について

スポーツ振興課

千曲市上山田農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

千曲市上山田農業者トレーニングセンター条例施行規則（平成15年千曲市規則第106号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号及び第3号中「及び」を「又は」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 市内の高齢者（65歳以上）又は障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）が体育の用に利用するとき 100分の50

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月24日 提出
千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

条例、規則等の名称	千曲市上山田農業者トレーニングセンター条例施行規則
制定区分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	千曲市上山田農業者トレーニングセンター条例（平成15年千曲市条例第178号）
<p><u>提案理由</u></p> <p>現在、高齢者（65歳以上）、障害者の個人利用に対する減免規定がありません。利用者からも要望があることから、千曲市上山田農業者トレーニングセンター条例施行規則の一部を改正し、新たに減免規定を設けるもの。</p>	

千曲市上山田農業者トレーニングセンター条例施行規則（平成15年千曲市規則第106号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(使用料の減免許可)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 使用料の減額又は免除の基準及びその率は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、<u>県</u>及び他の地方公共団体が体育の用に利用する場合で、市又は教育委員会が共催する場合 100分の100</p> <p>(3) 市内の小中学校、<u>幼稚園</u>及び<u>保育所</u>が体育の用に利用するとき 100分の100</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(使用料の減免許可)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 使用料の減額又は免除の基準及びその率は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国、<u>県</u>又は他の地方公共団体が体育の用に利用する場合で、市又は教育委員会が共催する場合 100分の100</p> <p>(3) 市内の小中学校、<u>幼稚園</u>又は<u>保育所</u>が体育の用に利用するとき 100分の100</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> 市内の高齢者（65歳以上）又は障害者が体育の用に利用するとき 100分の<u>50</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p>